公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部　中小企業支援室 | 普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 8258.13㎡ | 大阪繊維リソースセンタービルの敷地 | 12,695,200円（注１） | 平成24年11月１日から令和24年10月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、年間貸付料の改定に伴う登載が行われず、「12,972,300円」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産規則】(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 　検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。　事務のチェック体制が不十分であったことに起因するので、再発防止のため、公有財産台帳登載までのフローが分かる賃借料に関するチェックシートを作成し、複数の職員で確認することにした。今後は、担当者だけではなく、複数の職員でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月５日から同年７月４日まで）